

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十九年二月二十日

指令川建セ第二七〇〇九三一号

二 検査済証番号

平成二十九年二月二十三日

川建セ第二八〇〇七〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字松原六百七十番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字東平千五百五十一番地 日本製紙ケミカル社宅一―一

大内 淳 大内 杏菜